

自動車税種別割過誤納金の還付請求権譲渡通知書

記載例

令和4年 8月10日提出

静岡県〇〇財務事務所長 様

納税義務者が法人の場合、
法人名、代表者職、代表者氏
名を記載してください。

(例) 〇〇株式会社
代表取締役社長〇〇〇〇

<譲渡人(納税義務者)>*自署し実印を押印してください

住所(所在地) 〒420-8601

静岡県葵区追手町9-6

氏名(名称)

(法人の場合、代表者職氏名も記入)

納期 守

電話番号(連絡先) 054-□□□-□□□□

個人、法人ともに
納税義務者の実印納期
守

以下の自動車税種別割過誤納金の還付請求権について、次の譲受人に譲渡したので、通知
します。

<譲受人>

還付請求権の譲渡について、
譲渡人と契約した日(自動車
の売買契約日に合意してい
ればその日)等、を記入して
ください。

住所(所在地) 〒420-****

静岡県葵区〇〇町〇-〇

氏名(名称) 株式会社静岡県税

電話番号(連絡先) 054-△△△-△△△△

代表者: 静岡 太郎

担当者: □□

登録番号	(静岡・浜松・沼津・伊豆・富士山) 500 ○ □□□□
課税年度	令和 4 年度
納付年月日	令和4年 5月 31日
債権譲渡契約等の日	令和4年 7月 5日
過誤納金の発生理由 発生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 抹消登録(永久・輸出・一時) 令和4年 7月 31日 <input type="checkbox"/> 二重納付 年 月 日 <input type="checkbox"/> その他() 年 月 日
還付金額	〇〇, 〇〇〇 円

【添付書類】 ■…必須書類 □…場合により必要な書類

■譲渡人の印鑑証明書コピー(債権譲渡契約等の日の6か月以上前に発行されたものは不可)

■抹消登録の確認出来る書類(運輸支局が抹消を証明した書類の写し)

書類の例:登録識別情報等通知書(一時抹消)、登録事項等証明書(永久抹消)、輸出抹消仮登録証明

□<住民票の写し等(譲渡人が住所等を変更した場合、それを証する書面)>

□<自動車税種別割領収証書(二重納付した場合)>

【注意事項】

・本通知書が抹消月の翌月10日(4月に抹消した場合は6月10日)※までに提出(必着)され
ない場合は、納税義務者に還付します。 ※10日が土日祝日の場合は直前の平日。

・抹消以外の事由の場合は、事由発生後、ただちに提出してください。

・譲渡人及び譲受人に未納の徴収金(県税等)がある場合は、地方税法第17条の2第1項の規定により、最初に譲渡人の未納の徴収金に充当され、残余金がある場合は、次に譲受人の未納の徴収金に充当され、さらに残余金がある場合に譲受人に還付されます。

私が譲渡を受けた自動車税種別割過誤納金の支払いについては、口座振込を希望します。

誤りがないよう、口座情報を
記入してください。

(フリガナ) カブシカイシャ 静岡ケンセイ

<譲受人>氏名 株式会社静岡県税

振込先(譲受人名義の口座)

金融機関(銀行、信金、農協等)	種別	口座番号	口座名義(カナ)
〇〇銀行	△△支店 普通 当座	1234567	カブシカイシャ 静岡ケンセイ

財務事務所 記入欄	受付番号	受付時間等	印鑑証明	抹消確認
	-		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>